

米国品目(貨物/ソフトウェア/技術)の輸出/再輸出に適用可能な License Exceptions(2021年1月14日現在)

注1) 米国暗号品目の取引については、別資料「米国暗号品目に適用可能な License Exception」を参照のこと。

注2) 実際取引案件に適用する際にはそれぞれのEAR参照箇所を必ず確認のこと。

1. CCLに基づく License Exception: LVS、GBS、CIV、TSR

License Exception 及びEAR参照箇所	適用可能条件		
	品目	仕向地	その他
LVS <u>§ 740. 3</u>	CCLで、LVS-Yesと記載されている貨物	Country Group B のみ	CCLで、LVS-Yesの後に規定されている価額以下であること。(日本の「少額特例」に当たる)
GBS <u>§ 740. 4</u>	CCLでNS理由により規制されている貨物のうち、GBS-Yesと記載されているもの	Country Group B のみ	-
TSR <u>§ 740. 6</u>	CCLでNS理由により規制されているソフトウェア/技術のうち、TSR-Yesと記載されているもの	Country Group B のみ	再輸出する前に、ソフトウェア/技術の輸入者から、BISが定める内容の誓約書を取得すること。

2. 特定の用途に用いられるソフトウェア/技術に適用される License Exception: TSU

License Exception 及びEAR参照箇所	適用可能条件		
	品目	仕向地	その他
TSU <u>§ 740. 13</u>	(a) 使用に係る技術及びソフトウェア 合法的に輸出/再輸出された貨物又はソフトウェアの設置、操作、保守(点検)、修理のために必要最小限のソフトウェア(オブジェクト・コードに限る)/技術	輸出/再輸出される製品と同じ仕向地	-
	(b) 販売に係る技術 通常の営業活動において開示されるデータ(設計、製造、複製に関わる技術を除く)	全地域	「営業活動」: 販売、リース等のための見積り、入札、オファー等を言う。
	(c) ソフトウェアのアップデート すでに合法的に輸出/再輸出されたソフトウェアのエラー(バグ)修正用ソフトウェア ・ただし、元のソフトウェアの機能を強化させるものでないこと。	元のソフトウェアの輸出/再輸出時と同じ仕向地	元のソフトウェアの輸出/再輸出時と同じ荷受け人向けであること。
	(d) マス・マーケット・ソフトウェア (暗号ソフトウェアを除く)	カントリーグループ E:1 国を除く全地域	「マス・マーケット・ソフトウェア」: 大衆が一般的に入手可能なソフトウェアであって、販売店が在庫し、購入に関して制限を受けずに店頭、郵便、電話セールスによって販売され、使用に際して供給者や販売店の技術支援が不要であるように設計されたもの。(日本の「一般市販特例」に当たる)

3. 一時的な輸出入に関する License Exception: TMP

License Exception & EAR参照箇所	適用可能条件	
<p>TMP <u>§ 740. 9(a)</u> (一時的な輸出、再輸出、国内における移転)</p>	(a) 国外で一時的に使用され、輸出日より1年以内に元の国へ返送される貨物/ソフトウェアであって、次の用途に当てはまる場合に適用できる。	
	(1) 国外で輸出者又は輸出者の従業員自身が使用するための職業用具(貨物/ソフトウェア/技術)。 ・職業用具には、品目の製作依頼やサービスに必要なものを含む。 ・通常必要と考えられる範囲の種類及び数量であること。 ・輸出先で、輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとに置かなければならない。	E:1 国を除く全地域 ただし、キューバ、スーダン、許可例外 CCD(§ 740.19 参照)が適用できる。
	(4) 交換部品から構成されるキット ・輸出先で輸出者又は輸出者の従業員の有効な管理のもとにとどめられていること。 ・交換済みの部品を含めたキット全体を元の国へ返送されること。 ・部品の1対1の交換の場合は、許可例外 RPL(§ 740.10)を適用のこと。	E:1 国を除く全地域
	(5) 国外での展示会/デモンストレーション用の貨物/ソフトウェア ・売却や譲渡を行わないこと。 ・輸出者、輸出者の従業員又は輸出者が指定した営業担当者が輸出先で適切な管理を行うこと。 ・BISの許可がなければ、1つのサイトで120日を超えて展示/デモンストレーションすることはできない。	E:1 国を除く全地域
	(6) 国外で点検、試験、校正、修理される貨物	E:1 国を除く全地域
<p><u>§ 740. 9(b)</u></p>	(b) 米国に一時的に輸入された米国外品目を米国から再輸出する場合に適用できる。	
	(1) 米国を in transit で通過する品目 ただし、E:1 国に加えて、NS 規制品目の D:1 国向け/NP 規制品目の D:2 国向け/CB 規制品目の D:3 国向け/MT 規制品目の D:4 国向けのトランジットには適用できない。	E:1 国を除く全地域
	(2) 米国での展示会/見本市に出展のために一時的に輸入された後、元の国へ返送される場合 ただし、 ・米国への輸入は保税展示扱いによって行われ、保税条件に従って元の国へ返送すること。 ただし、E:1 国に加えて、NS 規制品目の D:1 国向け/NP 規制品目の D:2 国向け/CB 規制品目の D:3 国向け/MT 規制品目の D:4 国向けの返送には適用できない。	E:1 国を除く全地域
	(3) 米国外原産品目の返送 米国内にある間に特性や性能が変更されなかった場合、輸入された国から当該国に返送できる。	キューバを除く全地域
(4) 米国税関等の米国政府機関により通関を拒否された積荷の返送 財務省対外資産管理局(OFAC)により通関を拒否された積荷を除く。	キューバを除く全地域	
<p><u>§ 740. 9(c)</u></p>	(c) 次の全ての条件を満たすベータテストソフトウェアを輸出/再輸出する場合に適用できる。 ・ベータテストの終了後は一般市場で販売するもの(マス・マーケット製品)であること。 ・テストを行う荷受人に対して無償か、複製及び流通のコストを超えない価格で提供されること。 ・供給者の実質的なサポートなしでインストールできるように設計されていること。 ・輸出者/再輸出者はテストを行う荷受人から事前に下記内容の申告書(Importer Statement)を取得すること。 「ベータテストソフトウェアはベータテストの目的にのみ使用し、他に販売・貸出し・譲渡したり、使用許可を与えたりしません。また、ベータテストソフトウェアの直接製品を輸出したり提供したりしません。」 ・申告書を提出する荷受人のみがテストを行うこと。 ・ソフトウェアはテスト終了後30日以内に現地で破壊されるか元の輸出者に返送されること。	E:1 国を除く全地域 注: ECCN 5D002 については、別資料「暗号品目に適用可能な許可例外一覧表」を参照のこと。

4. 部品等の交換に関する License Exception: RPL

License Exception &EAR参照箇所	適用可能条件		
	品目	仕向地	その他
RPL § 740. 10(a)	(a) 1対1交換用の部品 すでに合法的に輸出／再輸出された貨物(米国部品を組み込んだ米国外製造貨物を含む)を修理するために必要な交換部品(原則として1対1交換)。 ・元の貨物の特性を変更したり性能を向上させる部品は交換部品ではない。 ・部品にはサブアセンブリーも含む。 サブアセンブリーとは、ある製品の機能を実現させるために多くの部品を集めて組み立てたもの、例えば、プリント回路基板などを言う。 ・部品には検査用機器及び稼動用の貯蔵品は含まない。	全地域 (ただし、一部適用除外地域について、右欄の「適用できないケース」③を参照。)	・欠陥や消耗による修理も含む。 ・交換部品の輸出／再輸出は元の貨物の輸出取引の当事者が行うこと。 ・交換した部品は、その国で破壊されるか、米国又は交換部品の供給者(カントリー・グループ B に所在の場合に限る)に返送されること。 ・適用できないケース ①元の貨物の輸出時に、交換部品の再輸出には License を要する旨の条件が付されている場合 ②将来的な使用の予備パーツとして在庫しておくための再輸出には適用できない。 ③大量破壊兵器関連の開発等に関連する機器の交換部品である場合は、EAR § 744 付則 3 に掲載された国(本資料の最終ページ参照)以外の国向けには適用できない。 ④修理される貨物が航空機またはNS規制貨物である場合は、カントリー・グループ E:1 国向けには適用できない。
RPL § 740. 10(b)	(b) サービス及び交換用の貨物／ソフトウェア (2) サービスのために米国又は外国の当事者に送付された貨物及びソフトウェア ・元の貨物／ソフトウェアの特性を変更したり性能を向上させるものではないこと。	カントリー・グループ E:1 国を除く全地域	・カントリー・グループ D:1(中国を除く)の荷受人に合法的に輸出／再輸出された貨物／ソフトウェアのサービスのため米国又は外国の当事者に送付されたものの適用条件 ①輸出者が最初の輸出許可証が発行されたのと同じのものであること。 ②輸出許可申請書に記載のサービスされる貨物／ソフトウェアの最終用途及び最終需要者並びにその他の取引事項が変更されていないこと。
	(3) 欠陥があるか受け取ることができない米国原産装置の交換 ・合法的に輸出／再輸出されたものでなければならぬ。 ・通常の使用により消耗した貨物／ソフトウェアの交換や将来的な使用の予備として在庫しておくための再輸出には適用できない。 ・元の貨物／ソフトウェアの性能を向上させるものではないこと。 ・カントリー・グループ E:1 国のいずれかの国籍を持つ者によって所有・管理・リースされている貨物／ソフトウェアを交換する場合はカントリー・グループ E:1 国以外向けであっても適用できない。	カントリー・グループ E:1 国を除く全地域	カントリー・グループ B 又はカントリー・グループ D:1 への交換品の輸出又は再輸出に適用される条件 ・交換用の貨物／ソフトウェアの輸出者は、本許可例外の適用条件の全てを満たし、交換後に元の貨物／ソフトウェアを適切に破壊又は返送する義務を負う。 ・カントリー・グループ D:1(中国を除く)を仕向地とする場合は、交換用の貨物／ソフトウェアの最終荷受人への出荷後、保証(warranty)期間内か 12 か月のいずれか短い期間内に交換を終了すること。 ・交換用の貨物／ソフトウェアが輸出される前に(又は輸出された後速やかに)その国で破壊されるか、米国・米国の輸出者が管理するカントリー・グループ B 内の会社・交換用貨物／ソフトウェアの供給者のいずれかに返送されること。 ・交換品の再輸出者は、交換しようとする貨物／ソフトウェアが米国法に従って元の設置場所に出荷に出荷されたこと、及び引き続き合法的に使用されることを確実なものとしなければならない。

5. 再輸出の場合のみ適用される License Exception: **APR**

License Exception & EAR参照箇所	適用可能条件
<p>APR <u>§ 740. 16</u></p>	<p>(a) A:1 国及び香港からの貨物の再輸出であって、且つ、以下の条件のすべてを満たす場合に適用できる。</p> <p>(1) 再輸出を行う国の輸出管理関連法令を遵守すること。</p> <p>(2) 核関連(NP)・化学生物兵器関連(CB)・ミサイル関連(MT)・重要品目(SI)・犯罪取締り(CC)で規制される貨物、0A919、3A001.b.2 若しくは b.3(民間の通信用途で使用するために再輸出されているものを除く)、6A002、6A003、0x5zz の品目でないこと。</p> <p>(3) (i) 仕向地が B 国(D:2 国、D:3 国、D:4 国と重複している国は除く)の場合 再輸出される貨物が、NS2 で規制される貨物に適用できる(NS1 で規制される貨物には適用できない。)</p> <p>(ii) 仕向地が D:1 国(北朝鮮を除く)の場合 再輸出される貨物が、NS1 で規制される貨物及びNS2 で規制される貨物に適用できる。</p> <p>注意:貨物が許可例外 STA に基づいて輸出、再輸出又は国内において移転された場合、その後、許可例外 APR の(a)項は適用できない。</p>
	<p>(b)(1)(2) 以下の条件を満たす場合、A:1 国及び香港に向けての再輸出及びこれらの国の間での再輸出に適用できる:</p> <p>(1)(2) 核不拡散又はミサイル技術理由で規制される貨物、3A001.b.2 若しくは b.3(民間の通信用途で使用するために再輸出されているものを除く)、0A919 で定める軍用貨物、0A504 のうちイメージ増強管を組み込んでいるもの、6A002、又は 0x5zz の品目でないこと。</p> <p>(b)(3) 6A003.で定めるカメラについて、以下の条件を満たす場合、A:1 国に向けて及びこれらの国の間での再輸出に適用できる:</p> <p>(i) 当該カメラが、民生用の最終製品として使用されるために完全に梱包されていること; 又は</p> <p>(ii) 当該カメラ(素子の数が 111,000 以下のもの)について、民生用の製品に内蔵されるものであること。</p> <p>注意:貨物が許可例外 STA に基づいて輸出、再輸出又は国内において移転された場合、その後、許可例外 APR の(b)項は適用できない。</p>
	<p>(e) Reexports (return) to the United States of any item. あらゆる品目の米国への再輸出(戻し)</p> <p>注意:この(e)項は、あらゆる品目の米国への再輸出に対して許可例外が適用できると規定しているのではなく、再輸出が行われる国の政府が米国政府の公式の承認を要求している理由で、再輸出の当事者が書面による許可書を要請した場合に、米国政府がその許可書を与えることを規定しているものです。EAR 対象品目の米国への輸出は、EAR でいうところの Reexport(再輸出)には当たりません。従って、GP1~GP3 の対象外となるため、許可例外も適用されません。ただし GP4~GP10 については対象とならないか確認する必要があります。</p>
	<p>(h) 米国原産の部分品を組み込んだ米国外製品と同梱して米国原産の規制されるスペアパーツを再輸出する場合、そのスペアパーツの再輸出に適用できる。ただし、スペアパーツの価額は米国外製品価額の10%以下であること。</p>
	<p>(i) 2A994、3A992.a、5A991.g、5A992、6A991、6A998、7A994、8A992.d、.e、.f 及び.g、9A990.a 及び.b 並びに 9A991.d 及び.e で規制される品目のスーダンへの再輸出</p>
	<p>(j) NP1で規制されている品目の A:4 国への再輸出、A:4 間の再輸出又は A:4 からの再輸出に適用できる。ただし、以下の場合を除く。</p> <p>①NP1且つ NS で規制される品目を A:1 国以外の国から D:1 国を仕向地とする再輸出</p> <p>②E:2 国又は D:2 国への再輸出</p>

6. 戦略的取引認可 License Exception Strategic Trade Authorization: STA

License Exception & EAR参照箇所	適用可能条件
<p>STA <u>§ 740. 20</u></p>	<p>(c)(1) 規制理由が、国家安全保障(NS)、生物化学兵器(CB)、核不拡散(NP)、地域の安定(RS)、犯罪規制(CC)、重要品目(SI)だけで規制される品目（暗号品目(EI)、供給不足物資(SS)、盗聴(SL)、ミサイル技術(MT)又は化学兵器(CW)で規制されている品目には適用できない)は、A:5国(協力国)を仕向地とするものに対して適用される。</p> <p>(c)(2) 規制理由が、国家安全保障(NS)だけであるものは、A:6国(準協力国)を仕向地とするものに対して適用される。 ただし、ECCN の許可例外欄の STA の項で制限されているものには適用できない。</p>
<p>STA 適用要件</p>	<p>(b)(1) 許可例外 STA 適用要件</p> <p>(i) 輸出、再輸出又は国内において移転するそれぞれの品目で対象となるすべての規制理由について、許可例外 STA が適用できるか確認しなければならない。</p> <p>(ii) 許可例外 STA を使用する当事者は、本節の(d)項のすべての要求事項を順守しなければならない。</p>
<p>STA 適用制限事項</p>	<p>(b)(2) 許可例外 STA に対する制限事項・・・以下に該当する場合、許可例外 STA は適用できない。</p> <p>(i) § 744—エンドユーザ・エンドユース規制又は § 746—禁輸及びその他の特別規制で輸出許可が必要な場合</p> <p>(ii) 本(ii)項で指定されているカテゴリー1 の品目</p> <p>(iii) 暗号品目(EI)、供給不足物資(SS)、盗聴(SL)、ミサイル技術(MT)又は化学兵器(CW)理由で規制されている品目</p> <p>(iv) 国務省、エネルギー省、核規制委員会等の他の機関の専権的な輸出規制管轄権の対象であるとして CCL 上で特定されている品目</p> <p>(v) 本(iv)項で指定されている 1C351、1C353、1C354 で規制される貨物及び、1E001、1E351 で規制される技術</p> <p>(vi) 1C351 のうち、d.1～d.10、d.13～d.19 で規制される毒素は、本(vi)項の制限事項を条件として A:5 国を仕向地とする場合に適用できる。</p> <p>(vii) 本(vii)項で指定されている 7E004 で規制される技術</p> <p>(viii) 本(viii)項で指定されているカテゴリー9 の品目</p> <p>(x) 本(x)項で指定されている 6A002、6D002、6D003.c、6D991、6E001、6E002 で規制される品目</p> <p>(xi) 本(xi)項で指定されている 3A001.b.2 若しくは b.3 で規制される貨物、又は 3E001 で規制される技術</p>
<p>STA 適用付帯条件</p>	<p>(d)(1) 輸出規制分類番号の提供要求事項</p> <p>(i) 輸出者は、許可例外 STA を適用して出荷される各品目の ECCN を、荷受人に提供しなければならない。</p> <p>(ii) 再輸出者又は譲渡人は、許可例外 STA を適用して出荷される各品目の ECCN（輸出者又はその前の再輸出者若しくは譲渡人により提供されたもの）を、その後の荷受人に提供しなければならない。</p> <p>(d)(2) 荷受人による事前申告書 (Prior Consignee Statement)</p> <p>輸出者、再輸出者及び譲渡人は、品目を出荷する前にその荷受人から書面で以下の内容の事前申告書を取得しなければならない。</p> <p>荷受人は、出荷される品目が、許可例外 STA に基づいて出荷されることを認識しており、出荷される品目の ECCN を知らされており、許可例外 STA に基づいて出荷される品目が、その後、許可例外 APR の(a)項又は(b)項に基づいて再輸出してはならないことを理解しており、EAR で禁止されている、いかなる仕向地、用途又はユーザーにも、これらの品目を輸出、再輸出又は移転しないことに同意しており、この申告書及びこの申告の中で引用される品目に関連するすべてのその他の輸出、再輸出又は移転の記録のコピーを、§ 762.7 で示されるところにより米国政府に提供することに同意している。</p> <p>輸出者、再輸出者及び譲渡人は、各出荷を特定する業務記録等の記録及び各出荷に関連する荷受人申告書を保持しなければならない。</p> <p>(d)(3) 許可例外 STA を適用する出荷の荷受人への通知</p> <p>許可例外 STA のもとでの各出荷と同時に、輸出者（又は、該当する場合、再輸出者若しくは譲渡人）は、当該出荷が許可例外 STA に基づいて行われたことを書面で荷受人に通知しなければならない。</p>

(参考) カントリー・グループ

A:1	ワッセナーアレンジメント参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国(40 各国)
A:2	MTCR 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(34 各国)
A:3	AG 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(42 各国)
A:4	NSG 参加国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベラルーシ、ベルギー、ブラジル、ブルガリア、カナダ、クロアチア、キプロス、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、マルタ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、セルビア、スロバキア、スロベニア、南アフリカ共和国、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、ウクライナ、英国、米国(46 各国)
A:5	協力国	アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、クロアチア、チェコ、デンマーク、エストニア、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイスランド、インド、アイルランド、イタリア、日本、大韓民国、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロバキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国(37 各国)
A:6	準協力国	アルバニア、キプロス、イスラエル、マルタ、メキシコ、シンガポール、南アフリカ共和国、台湾、(8 各国)
B		旧共産圏諸国(D:1)以外の全ての国(175 各国)
D:1	旧共産圏諸国	アルメニア、アゼルバイジャン、ベラルーシ、カンボジア、中国、グルジア、イラク、カザフスタン、北朝鮮、キルギス、ラオス、リビア、マカオ、モルドバ、モンゴル、ロシア、タジキスタン、トルクメニスタン、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン(22 各国)
D:2	核拡散懸念国	キューバ、イラン、イラク、イスラエル、北朝鮮、リビア、パキスタン、ロシア、ベネズエラ(9 各国)
D:3	生物・化学兵器拡散懸念国	アフガニスタン、アルメニア、アゼルバイジャン、バーレーン、ベラルーシ、ミャンマー、中国、キューバ、エジプト、グルジア、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、カザフスタン、北朝鮮、クウェート、キルギス、レバノン、リビア、マカオ、モルドバ、モンゴル、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シリア、台湾、タジキスタン、トルクメニスタン、UAE、ウズベキスタン、ベネズエラ、ベトナム、イエメン(37 各国)
D:4	ミサイル拡散懸念国	バーレーン、中国、エジプト、イラン、イラク、イスラエル、ヨルダン、北朝鮮、クウェート、レバノン、リビア、マカオ、オマーン、パキスタン、カタール、ロシア、サウジアラビア、シリア、アラブ首長国連邦、ベネズエラ、イエメン(21 各国)
D:5	米国武器禁輸国	アフガニスタン、ベラルーシ、ミャンマー、中央アフリカ共和国、中国、コンゴ民主共和国、キューバ、キプロス、エリトリア、ハイチ、イラン、イラク、北朝鮮、レバノン、リビア、ソマリア、南スーダン共和国、スーダン、シリア、ベネズエラ、ジンバブエ(21 各国)
E:1	テロ支援国	イラン、北朝鮮、シリア(3 各国)
E:2	米国制裁	キューバ

(参考) EAR § 744 付則.3 に掲載されている国

オーストラリア、オーストリア、ベルギー、カナダ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、アイスランド、アイルランド、イタリア(サンマリノ及び教皇庁を含む)、日本、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、トルコ、英国(22 各国)